

訪問看護・介護予防訪問看護サービス 重要事項説明書

- | | |
|------------|---|
| ◆ 所在地 | ・ 奈良県天理市蔵之庄町 470-8 |
| ◆ 名称 | ・ 社会医療法人 高清会 高井病院 |
| ◆ 種別 | ・ 一般病院，特定機能病院 一般病棟（7 対 1 入院基本料）
回復期リハビリテーション病棟，地域包括ケア病棟 |
| ◆ 管理者 | ・ 高井 重郎 |
| ◆ 連絡先 | ・ TEL：0743-65-0372 ・ FAX：0743-65-5616 |
| ◆ 訪問時間帯 | ・ 9：30～17：00（日祝を除く平日のみ・12月30日から1月3日は休み） |
| ◆ 提供するサービス | ・ サービス提供にあたり、主治医またはかかりつけ医が訪問看護および訪問指導を必要と認めた場合に適切に、サービスを提供します。 |
| ◆ サービス内容 | ① 病状の観察（血圧，体温，脈拍，呼吸，静脈血酸素飽和度）
② 身体の清潔（清拭，洗髪，入浴介助，手浴・足浴，爪切り，髭剃りなど）
③ 床ずれなどの予防および手当て
④ 服薬管理
⑤ 排泄のケア（排便コントロール，浣腸，摘便，温電法など）
⑥ 食事支援（口腔ケア，義歯の洗浄）
⑦ 生活指導（療養生活や介護方法についての相談）
⑧ 在宅リハビリテーション看護
⑨ 社会資源の活用相談や調整、療養生活や介護方法の指導
⑩ カテーテルの管理
⑪ ターミナルケア
⑫ その他（医師の指示による医療処置） |
| ◆ 緊急時の対応 | ・ 訪問看護を提供中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、訪問看護師は速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求めるなどの必要な処置を講じます。
・ 主治医への連絡が困難な場合、救急搬送などの措置を講じます。
・ 訪問看護師は、上記の措置を講じた場合、主治医に報告します。
また、訪問看護の提供に起因した事故（例：転倒転落・誤嚥など）、訪問看護提供中に発生・発見された兆候（感染症・中毒・虐待など）については遅滞なく救急医療機関，警察，保健所，その他関係機関，損害保険会社などに通報・通知し適切な処置を講じます。 |

◆ 利用料について

●介護保険サービス利用の場合

- ① 介護保険の適応がある場合は、料金表サービス費の1割～3割が利用者様負担金になります。
但し介護保険の適応がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額利用者様負担となります。

- ② サービス単価：単位で表示した地域単価（各地区により定められた金額）を掛けた金額になります。

- ③ 訪問看護指示料：主治医が診療に基づいて交付した場合に1ヶ月以内の月日を交付します。

	頻度	単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
診療情報提供書	毎月	250点	250円	500円	750円
訪問看護指示書	毎月	300点	300円	600円	900円
特別訪問看護指示書	特別訪問看護指示毎	100点	100円	200円	300円
在宅患者訪問 点滴注射指示書	在宅患者訪問点滴注射 指示毎	100点	100円	200円	300円

※訪問看護の事業所ではなく、指示を出していただく医師のおられる医療機関で算定します。
当院の医師が主治医として指示を出している場合は、算定しておりません。

- ④ 訪問看護基本療養費（准看護師については90/100点数で算定する）

【要支援】

回数（時間）	基本単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分未満	256単位	262円	523円	784円
30分未満	382単位	390円	780円	1170円
30分以上-1時間未満	553単位	565円	1130円	1694円
1時間以上-1時間30分未満	814単位	831円	1662円	2493円

【要介護】

回数（時間）	基本単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分未満	266単位	272円	543円	815円
30分未満	399単位	408円	815円	1222円
30分以上-1時間未満	574単位	586円	1172円	1758円
1時間以上-1時間30分未満	844単位	862円	1724円	2586円

- ⑤ 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し訪問看護を行った場合、要支援者から要介護または要介護から要支援に移行する場合、過去２ヶ月間の利用がなく再開した場合、初回の訪問月に加算されます。

		単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算(Ⅰ)	導入月のみ	350 単位	358 円	715 円	1072 円
初回加算(Ⅱ)	導入月のみ	300 単位	307 円	613 円	919 円

⑥ 特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）

特別な管理を必要とする方（下記の厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して計画的な訪問看護を行った場合

【厚生労働大臣が定める状態】

イ	・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開管理指導を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態
ロ	・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法呼吸管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
ハ	・人工肛門、人工膀胱を設置している状態
ニ	・真皮を超える褥瘡の状態
ホ	・点滴注射を３回/週以上を行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）：イの状態にある者

	基本単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	511 円	1021 円	1532 円

特別管理加算（Ⅱ）：ロからホまでの状態にある者

	基本単位	利用者負担目安 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	256 円	511 円	766 円

⑦ 長時間訪問看護（適応時）：特別管理加算（Ⅰ）および（Ⅱ）の対象者

	基本単位	利用者負担目安 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
通算 1 時間 30 分以上の 訪問看護となる場合 1 時間以上 1 時間 30 分未満後 引き続き実施	300 単位	307 円	613 円	919 円

⑧ 緊急時訪問看護加算

- a. 利用者またはその家族からの申し出により、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を行う体制に対し、所定単位に加算されます。
- b. 営業日以外の訪問に係る加算の設定はありません。

	基本単位	利用者負担目安 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	325 単位	332 円	664 円	996 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315 単位	322 円	644 円	965 円

⑨ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 訪問看護加算：基本単価＋25％ / 回

夜間（午後 6 時から午後 10 時まで） 訪問看護加算：基本単価＋25％ / 回

【要支援】

回数（時間）	単位	利用者負担目安 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
30 分未満	476 単位	486 円	972 円	1458 円
30 分以上-1 時間未満	690 単位	705 円	1409 円	2114 円
1 時間以上-1 時間 30 分未満	1015 単位	1037 円	2073 円	3109 円

【要介護】

回数（時間）	単位	利用者負担目安 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
30 分未満	498 単位	509 円	1017 円	1526 円
30 分以上-1 時間未満	716 単位	731 円	1462 円	2193 円
1 時間以上-1 時間 30 分未満	1053 単位	1076 円	2151 円	3226 円

⑩ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで） 訪問看護加算：基本単価＋50％ / 回

【要支援】

回数（時間）	単位	利用者負担目安 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
30 分未満	572 単位	584 円	1168 円	1752 円
30 分以上-1 時間未満	828 単位	846 円	1691 円	2536 円
1 時間以上-1 時間 30 分未満	1218 単位	1244 円	2487 円	3731 円

【要介護】

回数（時間）	単位	利用者負担目安 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
30分未満	597単位	610円	1219円	1829円
30分以上-1時間未満	860単位	878円	1756円	2634円
1時間以上-1時間30分未満	1263単位	1290円	2579円	3869円

⑪ 複数名訪問加算（Ⅰ・Ⅱ）

- a. 同時に複数の保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護補助者により訪問看護を行う事について、利用者またはその家族等の同意を得ていること。
- b. 次のいずれかに該当するもの
 - イ 利用者の身体的理由（例：体格・認知面）などにより一人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合。
 - ロ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為などが認められる場合。
 - ハ その他利用者の状況から判断して、イまたはロに準ずると認められる場合。

複数名訪問看護加算（Ⅰ）：看護師2人以上による訪問看護を行う場合

	基本単位	利用者負担目安 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
同時訪問の滞在が 30分未満	254単位	260円	519円	778円
同時訪問の滞在が 30分以上	402単位	411円	821円	1232円

複数名訪問看護加算（Ⅱ）：看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

	基本単位	利用者負担目安 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
同時訪問の滞在が 30分未満	201単位	206円	411円	616円
同時訪問の滞在が 30分以上	317単位	324円	648円	971円

⑫ ターミナルケア加算

	基本単位	利用者負担目安 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
ターミナルケア加算	2,500単位	2553円	5105円	7658円

※利用者負担金額は目安です。小数点四捨五入等による1円単位の誤差がある場合があります。

●医療保険サービス利用の場合（利用料金は保険証に記載された給付率の割合によります）

	サービス		金額 記載は保険なし(10割)
医療保険対象 自己負担額	訪問看護基本療養費(Ⅰ) ()は准看護師の場合	週3日まで	5,800円(5,300)
		週4日以降	6,800円(6,300)
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中1日につき	8,500円
	在宅移行管理加算 (退院後1回のみ)	I. 悪性腫瘍・気管切開・ 留置カテーテルなど	5,000円
		II. その他 (褥瘡・人工肛門など)	2,500円
	在宅ターミナルケア加算		25,000円
	夜間訪問看護加算(午後6時から午後10時まで) 早朝訪問看護加算(午前6時から午前8時まで)		2,100円
	深夜訪問看護加算(午後10時から午前6時まで)		4,200円
	難病等複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500円
		3回以上/日訪問	8,000円
	複数名訪問看護加算(看護師と看護助手同時) (看護師と准看護師同時) (看護師と保健師、助産師又は看護師同時)		3,000円 3,800円 4,500円
医療保険 対象外 自己負担額	・交通費(走行距離に応じて)		200円(税別)～
	・エンゼルケア(死後の処置)		20,000円(税別)
	・休日料金(日・祝・12/30～1/3)		2,000円(税別)

◆ 交通費およびその他の料金

・介護保険の場合

高井病院から走行距離 片道5kmまでは請求いたしません。

片道5kmを超える訪問は、別途請求させていただきます。

・医療保険の場合

高井病院から走行距離 片道5kmまでは200円(税別)いただきます。

片道5kmを超える訪問は、別途請求させていただきます。

・生活用品、物品、材料費などは実費請求させていただきます。

・訪問時に駐車場代金が必要な場合は、別途請求させていただきます。

◆ お支払い方法

① 介護保険、医療保険によるお支払い

利用料金は、1ヶ月単位で利用月の翌月10日頃に請求させていただきます。

お支払いは、毎月の当院受診時に窓口へお願いします。なお、当院窓口は24時間受け付けておりますが、受診時以外の場合は午後13時～21時の時間帯への来院にご協力をお願いします。

振り込みをご希望の方は、請求月の28日までに指定金融機関へご利用者様名義でのお振り込みをお願いいたします。なお、振込手数料は利用者様のご負担となります。

【振り込み金融機関】

金融機関コード	0162
金融機関	南都銀行
支店コード	190
支店名	樺本出張所
口座種別	普通預金
口座番号	086686
口座名義	シャカイイリョウハウジン コウセイカイ タカイビョウイン
	社会医療法人 高清会 高井病院

◆ その他

- ・他の利用者や訪問看護師等の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合は、速やかに当院に申告して下さい。
- ・社会情勢の急激な変化、災害（事故・地震・天候）等で訪問業務の履行が日程や時間の調整をさせていただくことがあります
- ・訪問の前後で、洗面所をお借りさせていただくことがあります。
- ・保険証等について、初回利用時、毎月1回または変更があった場合に保険証および助成等に関する証書等を確認し、複写をさせていただきます。
- ・処置経過確認や報告の目的で、画像を撮影させていただくことがあります。
- ・看護師等に対する贈り物や飲食のご提供は、ご遠慮させていただきます。
- ・当院職員や看護学生等の実習・研修の受け入れを行っております。ご協力をお願いいたします。
同行の可否（ ）

◆ 虐待の防止について

当院は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な措置を講じます。

- ① 別途定める「高井病院 高齢者虐待防止マニュアル」に則り対応を行います。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備、責任者を選定しています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

◆ 感染症予防及び感染症発症時の対応（衛生管理を含む）

当院は、感染症の発生または予防及び蔓延防止のため、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事務所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ④ 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施します。

◆ 業務継続計画の策定等について

当院は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務、継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ① 感染症及び災害に係る研修会を年1回以上定期的に開催します。
- ② 感染症及び災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

◆ 身体拘束・行動制限等の原則禁止

サービスの提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと判断した場合は医師と連携し、理由及び目的等について利用者又は家族に説明したうえで、その様態、身体の状態など必要な事項を記録し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

署名代行時、理由